

法人所得税申告書

課税年度

ITR-6 [S. 11に基づく免税者以外の法人用]

2014-15

企業情報	法人名		旧法人名 (法人名に変更があった場合)		納税者番号		MCA発行Corporate Identity Number (CIN)		
	住所				住所		ステータス (Select)	国内? (Select)	
					地域		設立年月日 (DD/MM/YYYY) 00/00/0000		
					州 (Select)	国 (Select)	Pin		
	Emailアドレス	Emailアドレス - 2			電話番号 I	(Stdコード)	事務所電話番号	電話番号 II	
提出状況	Income Tax Ward/Circle						Sectionに基づく申告書提出 (Select)		
	申告区分 (通常申告、若しくは修正申告)								
	修正申告書等の場合はReceipt Noを入力						通常申告書提出日付		
	Notice No (通常申告書に不備があった場合等)						139(9)/142(1)/ 148/153A/153Cのdt若しくは92CDのAPAのdtを記入		
	the ACTの94Aに定めた者との取引の有無 (Select)						居住者区分 (Select)		
	非居住者である場合、国内における恒久的施設の有無 この申告書が被査定人により提出されたか? 「はい」の場合は下記を回答						(Select)	(Select)	
	a	代表者氏名							
	b	住所							
	c	納税者番号							
	監査情報	Section 44AAに基づき帳簿を作成する義務があるか? (Select)						(Select)	
Section 44ABに基づき監査の義務があるか?						(Select)			
44ABの監査義務がある場合、監査人による監査を受けたか? 「はい」の場合は下記を回答						(Select)			
a		監査報告書提出日						(DD/MM/YYYY)	
b		税務監査報告書の署名者							
c		監査人のメンバーシップ番号							
d		監査人の氏名							
e		監査人の納税者番号							
f		監査報告書の日付						(DD/MM/YYYY)	
その他の監査報告書を提出する義務がある場合、当該報告書を提出した日 (DD/MM/YYYY)									
Sectionコード		Date DD/MM/YYYY							
(Select)	1								
(Select)	2								
(Select)	3								
(Select)	4								
(Select)	5								

Part B - TI		課税所得の計算			
TOTAL INCOME	1	建物賃貸所得 (Schedule-HPのC) (損失の場合はnilと入力)	2	0	
	2	事業所得			
		i 投機的事業及び特定事業以外の事業による所得 (Schedule-BPのA36) (損失の場合はnilと入力)	2i	0	
		ii 投機的事業による所得 (Schedule BPのB40) (損失の場合はnilと入力し、schedule CFLにに記載)	2ii	0	
		iii 特定事業による所得 (Schedule BPのC46) (損失の場合はnilと入力、schedule CFLにに記載)	2iii	0	
		iv Total (2i + 2ii + 2iii) (enter nil if 3iv is a loss)		3iv	0
	3	キャピタルゲイン			
		a 短期			
		i 短期課税分 @ 15% (schedule CGのCの7ii)	3ai	0	
		ii 短期課税分 @ 30% (schedule CGのEの7iii)	3aii	0	
	iii 短期課税分 適用率 (schedule CGのEの7iv)	3aiii	0		
	iii 短期課税分合計 (3ai + 3aai + 3 aiia)	3aiv	0		
	b 長期				
	i 長期課税分 @ 10% (schedule CGのEの7v)	3bi	0		
	ii 長期課税分 @ 20% (schedule CGのEの7vi)	3bii	0		
	iii 長期課税分合計 (3bi + 3b(ii) (損失の場合はnilと入力)	3biii	0		
	c キャピタルゲイン合計 (3aiv + 3biii) (損失の場合はnilと入力、schedule CFLにに記載)		4c	0	
4	その他の所得				
	a 所有する競走馬から生じた所得及び特別税率の対象となる所得以外の所得 (Schedule OSの1i) (損失の場合はnilと入力)	4a	0		
	b 特別税率の対象となる所得 (Schedule OSの1fiii)	5b	0		
	c 所有する競走馬から生じた所得 (Schedule OSの3c) (損失の場合はnilと入力)	4b	0		
	d 合計 (4a + 4b + 4c)		4d	0	
5	合計 (1 + 2iv + 3c + 4d)		5	0	
6	5と相殺する当季事業損失 (Schedule CYLAの2xiii, 3xiii及び4xiiiの合計)		6	0	
7	当季事業損失相殺後の残高 (5 - 6) (Schedule CYLAのcolumn 5+4b)		7	0	
8	7と相殺する前期繰越事業損失 (Schedule BFLAの2xii, 3xii及び4xiiの合計)		8	0	
9	差引所得 (7-8) (Schedule BFLAの5xiii+4b)		9	0	
10	9のうち、Section 111A、112等に定められた特別税率の対象となる所得		10	0	
11	10A若しくは10AAの減算 (Sch. 10Aのe + Sch. 10AAのe)		11	0	
12	Chapter VI-Aに定められた控除額				
	a Chapter VI-AのPart B[Schedule VI-Aの1][(9-10)を限度額とする]	a	0		
	b Chapter VI-AのPart-C [(Schedule VI-Aの2)[(9-10-2iii)を限度額とする]	b	0		
	c 合計 (12a + 12b) [(9-10)までを限度額とする]		12c	0	
13	合計所得 (9-11-12c)		13	0	
14	特別税率の対象となる所得(schedule SIの(i)の合計)		14	0	
15	通常税率の対象となる所得 (13-14)		15	0	
16	純農業所得 (Schedule EIの4)		16	0	
17	翌年度へ繰り越す当季事業損失 (Schedule CFLのrow xiの合計)		17	0	
18	section 115JBに基づき所得とみなされる額 (Schedule MATの7)		18	0	
Part B - TTI		合計所得に係る税金負債の計算			
1	a section 115JBに基づき未払税金とみなされる額 (Schedule MATの8)		1a	0	
	b 上記(a)の課徴金		1b	0	
	c 教育目的税(中等・高等教育税に係る上記1a+1bも含む)		1c	0	
	d 未払税金合計 u/s 115JB (1a+1b+1c)		1d	0	
2	合計所得に対する未払税金				
	a 通常税率の対象となる所得(Part B-TIの15)の税額	2a	0		
	b 特別税率 (Schedule-SIの(ii)の合計)	2b	0		
	c 合計所得に対する未払税金 (2a + 2b)		2c	0	

税金負債の計算	d	2cに係る課徴金		2d	0
	e	教育目的税(中等・高等教育税に係る上記2c + 2dも含む)		2e	0
	f	税金負債合計 (2c + 2d + 2e)		2f	0
	3	未払税金合計 (1dと2fの高い方)		3	0
	4	前年度以前に支払った税金で、Section 115JAAに基づく税額控除 (2fが1dより大きい場合に適用可能)(schedule MATCの5)		4	0
	5	Section 115JAAに基づく税額控除後の未払税金 (3 - 4)		5	0
	6	軽減を受ける税額			
	a	Section 90/ 90A (Schedule TRの2)	6a	0	
	b	Section 91 (Schedule TRの3)	6b	0	
	c	合計 (6a + 6b)		6c	0
7	差引法人所得税額 (5-6c)(マイナスの場合はゼロと記載)		7	0	
8	未払利息				
a	無申告によるもの (section 234A)		8a	0	
b	予定納付税額の未納によるもの (section 234B)		8b	0	
c	予定納税額の延期によるもの (section 234C)		8c	0	
d	合計未払利息 (8a+8b+8c)		8d	0	
9	合計未納税額 (7 + 8d)		9	0	
支払済み税額	10	支払済み税額			
	a	予定納税額 (Schedule-ITより)	10a	0	
	b	TDS (Schedule TDSのcolumn 8の合計)	10b	0	
	c	TCS (Schedule-TCSのcolumn 7)	10c	0	
	d	申告納税額 (Schedule-ITより)	10d	0	
e	支払済み税額 (10a+10b+10c + 10d)		10e	0	
還付	11	未払税額 (9-10e) (9が10eよりも大きい場合に記入(それ以外の場合はゼロと記入))		11	0
	12	還付税額(10eが9よりも大きい場合)(還付税額がある場合は、直接銀行口座に振り込まれる)		12	0
	13	銀行口座番号を記入 (口座番号は9桁若しくはCBSシステムについてはそれ以上)		13	
	銀行のIFS Code		預金タイプ(select)	(Select)	
15	下記に該当するか- (i) インド国外に資産を有している(金融持分を含む) (ii) 国外に署名権限のある口座を有している [居住者である場合にのみ適用] [答えが「はい」の場合、Schedule FAが完了していることを確認すること]			15	
日付(DD/MM/YYYY)					
確認書					
(右記) の息子/娘		である私 (右記) は、			
有する最大限の知識と信念を用いて、当申告書及び各スケジュールの記載が正確かつ完全であり、合計所得金額及びその他の明細が忠実に記載され、Income-tax Act, 1961に基づいていることを厳粛に宣言致します。					
Capacity					
場所					署名
納税者番号					(日付)

Schedule DPM 工場及び機械装置の減価償却		工場及び機械装置						
1.	資産ブロック	15.	30.	40.	50.	60.	80.	100.
2.	減価償却率 (%)	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	(vi)	(vii)
3.	期首帳簿価額							
4.	追加取得資産で事業の用に供した期間が180日以上							
5.	3、4のうち、除去した価額							
6.	帳簿価額の全額に償却率を乗じることが可能な価額 (3 + 4 - 5) (結果がマイナスの場合はゼロと記載)	0	0	0	0	0	0	0
7.	追加取得資産で事業の用に供した期間が180日未満							
8.	7のうち、除去した価額							
9.	年間償却額の50%が限度額のもの (7 - 8)(結果がマイナスの場合はゼロと記載)	0	0	0	0	0	0	0
10.	6の減価償却費	0	0	0	0	0	0	0
11.	9の減価償却費	0	0	0	0	0	0	0
12.	4に関する割増減価償却費							
13.	7に関する割増減価償却費							
14.	減価償却費合計 (10+11+12+13)	0	0	0	0	0	0	0
15.	資産の移転に伴う支出							
16.	Section 50に基づくキャピタルゲイン/ロス (5 + 8 - 3 - 4 - 7 - 15) (資産が消滅した場合はマイナスを記入)							
17.	期末帳簿価額* (6 + 9 - 14) (結果がマイナスの場合はゼロと記載)	0	0	0	0	0	0	0

工場及び機械装置の減価償却

Schedule DOA		その他の資産の減価償却(全額損金算入となるもの以外の資産)					
		建物		器具備品	無形資産	船舶	
1.	資産ブロック	5.	10.	100.	25.	20.	
2.	減価償却率(%)	(i)	(ii)	(iii)	(v)	(vi)	
3.	期首帳簿価額						
4.	追加取得資産で事業の用に供した期間が180日以上						
5.	3, 4のうち、除去した価額						
6.	帳簿価額の全額に償却率を乗じることが可能な価額 (3 + 4 - 5) (結果がマイナスの場合はゼロと記載)	0	0	0	0	0	
7.	追加取得資産で事業の用に供した期間が180日未満						
8.	7のうち、除去した価額						
9.	年間償却額の50%が限度額のもの (7 - 8) (結果がマイナスの場合はゼロと記載)	0	0	0	0	0	
10.	6の減価償却費	0	0	0	0	0	
11.	9の減価償却費	0	0	0	0	0	
12.	4に関する割増減価償却費	0					
13.	7に関する割増減価償却費	0					
14.	減価償却費合計 (10+11+12+13)	0	0	0	0	0	
15.	資産の移転に伴う支出						
16.	Sections50に基づくキャピタルゲイン/ロス (5+8-3-4-7-15) (資産が消滅した場合はマイナスを記入)						
17.	期末帳簿価額* (6+9-14) (結果がマイナスの場合はゼロと記載)	0	0	0	0	0	

DEPRECIATION ON OTHER ASSETS

Schedule CFL										
繰越欠損金の明細										
Sl. No.	課税年度	提出日 (DD/MM/YYYY)	建物賃貸損失	投機的事業及び特定事業以外の事業から生じた損失	投機的事業から生じた損失	特定事業から生じた損失	短期キャピタルロス	長期キャピタルロス	その他から生じた損失 (所有競走馬以外による損失)	所有競走馬による損失
i	2006-07									
ii	2007-08									
iii	2008-09									
iv	2009-10									
v	2010-11									
vi	2011-12									
vii	2012-13									
viii	2013-14									
ix	前年度損失合計 b/f		0	0	0	0	0	0	0	0
x	Schedule 上における上記損失の調整		0	0	0	0	0	0	Calculate Setoff	0
xi	2014-15 (当期損失)		0	0	0	0	0	0		0
xii	繰越欠損金合計		0	0	0	0	0	0		0

繰越欠損金

Schedule 10A		10Aに基づく控除			
	1	経済特区に所在する場合の控除			
				課税年度	控除額
		事業No.1		(Select)	
		Section 10Aに基づく合計控除額			0
		Section 10Aに基づく合計控除額			0

Schedule 10AA		10AAに基づく控除			
控除 U/S 10AA	1	経済特区に所在する場合の控除			
				課税年度	控除額
		事業No.1	a	(Select)	
		合計			0

Schedule MAT		Section 115JBに基づく最低代替税			
最低代替税	1	損益勘定がCompanies Act, 1956のSchedule VIのParts II ofに従って作成されたか(「はい」、「いいえ」で回答)			1
	2	1の回答が「いいえ」の場合、そのような企業を管理するActに従って損益勘定が作成されたか(「はい」、「いいえ」で回答)			1
	3	上記1に関する損益勘定について、株主総会決議時と同じ会計ポリシー、会計基準及び会計方法、減価償却率であるか(「はい」、「いいえ」で回答)			1
	4	税引後利益 (Part A-P&Lのitem 48)			0
	5	加算 (損失の場合)			
	a	所得税額 (未払計上された所得税額を含む)	5a		
	b	準備金繰入額 (section 33ACに基づくものを除く)	5b		
	c	債務の弁済に備えるために積み立てられた引当金への繰入額 (確定債務に対するものを除く)	5c		
	d	子会社投資損失引当金繰入額	5d		
	e	配当 (未払配当金を含む)	5e		
f	Sections 10、11、12にて非課税とされる所得に関連した支出額  [Section 10(38)に規定する非課税所得を除く]	5f			
g	資産の再評価に関する減価償却費	5g			
h	その他 (未調整項目、減損損失引当金を含む)	5h			
i	合計 (5a+5b+5c+5d+5e+5f+5g+5h)			5i	0



6	減算			
	a	準備金、引当金の取崩額	6a	
	b	Sections 10、11、12にて非課税とされる所得の額 [Section 10(38)の対象となる長期キャピタルゲインは除く]	6b	
	c	減損によって発生した減価償却費と同額までの減損引当金取崩額	6c	
	d	繰越欠損金若しくは未控除の減価償却費のうち、いずれか低い方	6d	
	e	シックカンパニーと認定された年度に対応する賦課年度より、純資産が累積損失と同額あるいはそれ以上となった年度が含まれる賦課年度の末までの間に発生した所得	6e	
	f	その他 (未調整項目及び損益勘定に充当された繰延税金費用を含む)	6f	
	g	控除額合計 (6a+6b+6c+6d+6e+6f)	6g	0
7	Section 115JBに基づく帳簿上の利益 (4+ 5i – 6g)		7	0
8	Section 115JBに基づく未払税金 [18.5% of (7)]		8	0

Schedule IT		納税額に関する明細					
納税額	Sl No	合計額に支払額を含めるためにはBSR Codeが必要	納税した日 (DD/MM/YYYY)	シリアルナンバー	金額 (Rs)		
	1	2	3	4	5		
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
NOTE		Sl No. 10a & 10d of Part B-TTIに納税額を記載					

**ES1 国外源泉所得及び外国税額控除の明細**  
Part-B-IIの所得に関する明細

S r N o	T	国 コード	建物資貸						キャピタルゲイン						その他の所得						合計																				
			国外源泉所得		外国 納付税額		インド国 内法に基づく税額		外国 税額控除		関連 条文		国外 源泉所得		PART-B- TIに含まれ た分)		外国 納付税額		インド国 内法に基づく税額		外国 税額控除		関連 条文		国外 源泉所得		PART-B- TIに含まれ た分)		外国 納付税額		インド国 内法に基づく税額		外国 税額控除								
			(iia)	(iib)	(iic)	(iid=iibと iicの低い 方)	(iie)	(iia)	(iib)	(iic)	(iiv)	(iiv)	(ivb)	(ve)	(vi)	(vii)	(viii)	(ix)	(x)	(xi)	(xii)	(xiii)	(xiv)	(xv)	(xvi)	(xvii)	(xviii)	(xix)	(xx)	(xxi)	(xxii)	(xxiii)	(xxiv)	(xxv)	(xxvi)	(xxvii)					
1		(Select)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
2		(Select)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3		(Select)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4		(Select)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(i) (Select)

TR	外国納付税額に関する外国税額控除のサマリー					
1	国コード	納税者番号 (b)	外国納付税額合計 (Sch FSIの(ib+iib +iiib+ivb)) (c)	軽減を受ける税額の合 計(ScheduleFSI(id+iid +iiid+ivd)) (d)	根拠Section (90、90A、91) (e)	

0

2	租税条約が適用可能な国に関する税額の軽減の合計 (section 90/90A) (I(d)合計パート)	0
3	租税条約が適用不能な国に関する税額の軽減の合計 (section 91) (I(d)合計パート)	0
4	国内で税額が軽減される外国納付税額について、当期間中に外国当局から還付/控除を受けた有無。 有りの場合は下記に詳細を示す。	NO
a	還付税額	
b	税額軽減が適用された課税年度	

**FA** Schedule FA 外国保有資産の明細  
NOTE: このScheduleはNRI (Non Resident Indians)は適用外である

A 外国保有口座の明細							
Sr No	国コード	銀行名	銀行住所	口座名	口座番号	期末残高 (Rupees)	
1	(Select)						
2	(Select)						
3	(Select)						
4	(Select)						
合計:							0

B 金融持分の明細						
Sr No	国コード	事業概要	法人名	住所	出資額 (Rupees)	
1	(Select)					
2	(Select)					
3	(Select)					
4	(Select)					
合計:						0

C 不動産の明細				
Sr No	国コード	住所	不動産価格 (Rupees)	
1	(Select)			
2	(Select)			
3	(Select)			
4	(Select)			
合計:				0

D その他の資産の明細				
Sr No	国コード	資産名	出資額 (Rupees)	
1	(Select)			
2	(Select)			
3	(Select)			
4	(Select)			
合計:				0

E 上記AからD以外の口座で署名権限を有するもの						
	Sr No	銀行名	住所	口座保有者名	口座番号	期末残高 (Rupees)
1	1					
	2					
	3					
	4					
合計:						0

F 国外の法に基づく信託(貴方が被信託人、信託受益人、信託設定者)							
	Sr No	国コード	信託名	住所	その他の信託名	その他の被信託人の住所	信託設定者名
	1	(Select)					
	2	(Select)					
	3	(Select)					
	4	(Select)					

Schedule TDS2		源泉税(TDS)の明細 [源泉徴収義務者のFORM 16Aに基づく]				
SI No	源泉徴収番号	源泉徴収義務者名	Unique TDS 番号	繰越源泉税額	当期源泉税額	
1	2 この欄に入力がない場合、3~7は不要	3	4	源泉税控除年度 5	金額 6 7	
1						
2						
3						
4						

Schedule TCS		源泉税(TCS)の明細 [源泉徴収義務者のForm 27Dに基づく]				
TC S	源泉徴収番号	源泉徴収義務者名	源泉徴収年度	繰越源泉税額	当期源泉税額	(5)のうち当期控除額
(1)	(2) この欄に入力がない場 合、3-7は不要	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1						
2						
3						

**FORM NO.3CEB**

[規則 10E を参照]

**会計士による国外関連者取引に関する報告書 (Section 92E に基づく)**

1. \*私/我々は\_\_\_\_年 3 月 31 日課税事業年度の国外関連者取引に係る\_\_\_\_\_ (納税者氏名、住所、基本税務番号 (PAN)) の会計勘定と帳簿を監査致しました。
2. 納税者の会計帳簿を監査し、私/我々は、納税者は国外関連者取引に関する法定の情報を適切に提供していると判断致しました。
3. Section 92E で要求されている項目は、本 Form の付録に収録されています。私/我々が入手した情報及び受けた説明から、私/我々は付録に記入された項目が事実と相違ないと判断致します。

\*\*署名 :

法人名 :

住所 :

会員番号 :

記入場所 (Place) :

日付 :

注 :

1. \*該当しない項目を削除すること。
2. \*\* このレポートは、下記の署名が必要です。
  - (i) 「公認会計士法 (1949 年、第 38 条)」の定義に合う公認会計士 ; または
  - (ii) 「会社法 (1956 年、第 1 条、セクション 226-(2))」の規定により、該当州において会社の監査業務を授権された法人

FORM NO.3CEB の付録

**「所得税法 (1961 年)」の Section 92 による国外関連者取引に係る必須項目**

**Part A**

1. 納税者氏名
2. 住所
3. 基本税務番号
4. 状態
5. 前事業年度終了日



6. 課税年度

**Part B**

7. 納税者との国外関連者取引に関する関係当事者につき、下記へ回答：

- a) 関連者の法人名
- b) Section 92A(2)に定める関係性
- c) 関連者の事業概要

8. 有形資産取引に関する項目

A 納税者は、原材料、消耗品または製品の組立/加工/製造に使われるその他の備品の仕入/売上に関する国外関連者取引を行ったか？

はい/いいえ

“はい”を選択した場合、各関連者、取引または取引別に係る下記の情報を提供すること。

- (a) 国外関連者取引に係る関連者の法人名及び住所
- (b) 取引、及び仕入/売上規模の概要
- (c) 当該取引の支払高/受取高、若しくは未払金/未収金の総額
  - (i) 各帳簿残高
  - (ii) 独立企業間原則に基づいて計算された金額
- (d) 独立企業間価格の算定方法 [Section 92C(1)を参照]

B 納税者は完成品の仕入/販売に関する国外関連者取引を行ったか？

はい・いいえ

“はい”を選択した場合、各関連者、取引または取引別に係る下記の情報を提供すること。

- (a) 国外関連者取引に係る関連者の法人名及び住所
- (b) 取引、及び仕入/売上規模（数量）の概要
- (c) 当該取引の支払高/受取高、若しくは未払金/未収金の総額
  - (i) 各帳簿残高
  - (ii) 独立企業間原則に基づいて計算された価額
- (d) 独立企業間価格の算定方法 [Section 92C(1)を参照]

C 納税者は有形動資産／不動産の購入／販売、若しくはリースに関する国外関連者取引を行ったか？

はい・いいえ

“はい”を選択した場合、各関連者、取引または取引別に係る下記の情報を提供すること。

- (a) 国外関連者取引に係る関連者の法人名及び住所
- (b) 取引及び取引資産の概要
- (c) 取引に関する各動資産／不動産の件数
- (d) 購入／販売／リースに関する取引の支払高／受取高、若しくは未払金／未収金の額
  - (i) 各帳簿残高
  - (ii) 独立企業間原則に基づいて計算された価額
- (e) 独立企業間価格の算定方法 [Section 92C(1)を参照]

9. 無形資産取引に係る項目

納税者はノウハウ、特許、著作権、ライセンス等の無形資産の購入／販売／使用に関する国外関連者取引を行ったか？

はい・いいえ

“はい”を選択した場合、各関連者、取引または取引別に係る下記の情報を提供すること。

- (a) 国外関連者取引に係る関連者の法人名及び住所
- (b) 無形資産及び取引の概要
- (c) 各無形資産取引の支払高／受取高、若しくは未払金／未収金の額
  - (i) 各帳簿残高
  - (ii) 独立企業間原則に基づいて計算された価額
- (d) 独立企業間価格の算定方法 [Section 92C(1)を参照]

10. 役務提供取引に係る項目

納税者は金融、管理、技術、事業上等の役務に係る国外関連者取引を行ったか？

はい・いいえ

“はい”を選択した場合、各関連者、取引または取引別に係る下記の情報を提供すること。

- (a) 国外関連者取引に係る関連者の法人名及び住所
- (b) 役務の概要
- (c) 当該取引の支払高／受取高、若しくは未払金／未収金の額
  - (i) 各帳簿残高
  - (ii) 独立企業間原則に基づいて計算された価額
- (d) 独立企業間価格の算定方法 [Section 92C(1)を参照]

#### 11. 金銭貸借取引に係る項目

納税者は関連者より金銭の貸借等に関する国外関連者取引を行ったか？

はい・いいえ

“はい”を選択した場合、各関連者、取引または取引別に係る下記の情報を提供すること。

- (a) 国外関連者取引に係る関連者の法人名及び住所
- (b) 金融契約の概要
- (c) 金銭貸借取引の通貨
- (d) 金銭貸借取引に適用される利率
- (e) 当該取引の支払高／受取高、若しくは未払金／未収金の額
  - (i) 各帳簿残高
  - (ii) 独立企業間原則に基づいて計算された価額
- (f) 独立企業間価格の算定方法 [セクション 92C(1)を参照]

#### 12. 相互協議に係る項目

納税者は、国外関連者で行われた取引、または予定されている取引の利益配分・サービス提供・設備取引に係る費用等について相互協議を行ったか？

はい・いいえ

“はい”を選択した場合、各関連者、取引または取引別に係る下記の情報を提供すること。

- (a) 国外関連者取引に係る関連者の法人名及び住所
- (b) 相互協議の概要

- (c) 当該取引の支払高／受取高、若しくは未払金／未収金の額
  - (i) 各帳簿残高
  - (ii) 独立企業間原則に基づいて計算された価額
- (d) 独立企業間価格の算定方法 [SectionC92(1)を参照]

13. その他の取引に係る項目

納税者は上記の項目に言及されない国外関連者取引を行ったか？

はい・いいえ

“はい”を選択した場合、各関連者、取引または取引別に係る下記の情報を提供すること。

- (a) 国外関連者取引に係る関連者の法人名及び住所
- (b) 取引の概要
- (c) 当該取引の支払高／受取高、若しくは未払金／未収金の額
  - (i) 各帳簿残高
  - (ii) 独立企業間原則に基づいて計算された価額
- (d) 独立企業間価格の算定方法 [SectionC92(1)を参照]

\*\*署名 :

法人名 :

住所 :

場所 :

日付 :

注 :

\*\* この付録は、下記の署名が必要です。

- (i) 「公認会計士法 (1949 年、第 38 条)」の定義に合う公認会計士；または
- (ii) 「会社法 (1956 年、第 1 条、セクション 226-(2))」の規定により、該当州において会社の監査業務を授権された法人